



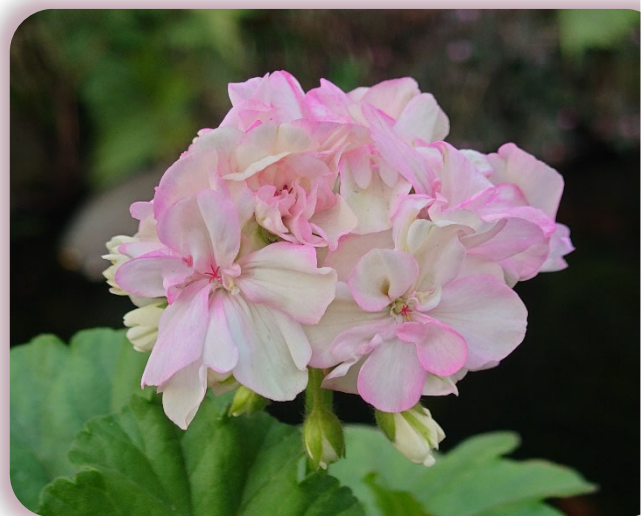
内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。



目次

- P.2 内閣府と地方所管法人等との対話 近畿ブロック会議
- P.4 内閣府と地方所管法人等との対話 中国四国ブロック会議
- P.6 公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定等委員会だより

内閣府と地方所管法人等との対話 近畿ブロック会議

(内閣府公益認定等委員会委員と合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管課長会議)



内閣府公益認定等委員会では、令和5年11月27日に生野委員及び佐藤委員の出席の下、「近畿ブロック会議（内閣府公益認定等委員会委員と合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管課長会議）」を、翌11月28日には「内閣府と地方所管法人等との対話」を開催しましたので、その様子を紹介いたします。

1. 内閣府と地方所管法人等との対話

内閣府公益認定等委員会では、より多くの法人に民間による公益活動の活性化のための公益法人制度改革に関する説明を行うとともに、各法人の活動状況や意見を直接お聞かせいただくため、下記の3法人にご参加いただき、それぞれの活動内容や課題などの意見交換を行いました。

《公益財団法人京都SKYセンター》

事業の概要

公1：シニア・高齢者の健康と生きがいづくりについて啓発を行う事業

公2：シニア・高齢者の健康と生きがいづくりの増進及び地域・社会活動への参加と担い手づくりを支援する事業

公3：シニア・高齢者及びその家族の生活全般にわたる総合相談並びに情報の収集及び提供に関する事業

他1：会員に対する活動・交流支援事業

設立年月日：平成 2年6月1日

移行年月日：平成24年4月1日

ホームページ：<https://www.kyoto-sky.net/>



活動説明では、様々なイベントの開催や社会活動への参加支援など、高齢化社会に貢献する事業に取り組まれている旨のお話をいただきました。

《公益財団法人京都府学校給食会》

事業の概要

公1：学校給食用物資の安定供給、学校給食の普及充実、学校給食における食育の推進、学校給食用物資の安全確保及び衛生管理

設立年月日：昭和24年7月

移行年月日：平成25年4月1日

ホームページ：<https://www.kyo-gk.com>



活動説明では、少子化に伴う児童数減少や物価・物流費の高騰などの様々な課題解決に向けた取り組みのお話をいただきました。

《公益財団法人中信美術奨励基金》

事業の概要

公1：美術の創作活動を通じて京都府の美術の振興に功績のあった者を表彰し、受賞記念展を開催する事業

公2：美術館の運営等により、京都府市民に広く美術鑑賞の機会を提供する事業

設立年月日：昭和62年4月1日

移行年月日：平成23年4月1日

ホームページ：<https://www.chushin.co.jp/bijyutu/>



活動説明では、事業拡大に向けた運営資金確保のための工夫や事業の充実を図るための方策などのお話をいただきました。

◎概要

- 公益法人制度改革に関する説明及び質疑応答
- 各法人の概要説明
- 各法人との意見交換

質疑応答におきまして、制度改革に伴うシステム改修における要望や公益充実資金への期待など貴重なご意見をいただきました。

また、各法人の概要説明では、参加いただいた法人の活動概要のほか、各法人の抱える課題や解決に向けた取り組みなどについて有意義な意見交換が行われました。



(公財) 京都SKY
センター 様



(公財) 京都府学校
給食会 様



(公財) 中信美術
奨励基金 様



内閣府 生野委員
開会挨拶



公益法人制度改革
説明



対話風景



出席者の集合写真

「内閣府との対話」にご参加いただきました(公財)京都SKYセンター、(公財)京都府学校給食会、(公財)中信美術奨励基金の皆様には、あらためて感謝申し上げます。

2. 近畿ブロック会議 (滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都府)

(内閣府公益認定等委員会委員と府県合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管課長会議)

本年のブロック会議では、内閣府公益認定等委員会と府県合議制機関委員との意見交換会及び公益法人事務主管課長会議において、内閣府から公益法人制度改革に関する説明や質疑応答を行うとともに、日頃の法人の審査業務や監督業務において生じた疑義について、意見交換を行いました。

◎内閣府公益認定等委員会委員と府県合議制機関委員との意見交換

意見交換会では、内閣府 高角次長から公益法人制度改革に関する説明を行ったのち、立入検査の実施サイクルに関する各府県の状況や立入検査対象法人の選定方法及び外部理事・監事の導入等について、意見交換や情報共有が行われました。



公益法人制度改革 説明



幹事県 (京都府)
公益認定等審議会 会長挨拶



出席委員 集合写真

◎公益法人事務主管課長会議

会議では、内閣府 高角次長から公益法人制度改革に関する概要の説明を行ったのち、正味財産増減計算書内訳書作成などに対する相談対応への懸念や立入検査の実施方法変更に伴う法人との対話の実施状況など、公益法人制度改革に関連する議題をはじめ、各府県において業務上生じた具体的事例をもとに、内閣府及び各府県での状況や考え方について、意見交換や情報共有が行われました。



幹事県 (京都府) 挨拶

ブロック会議に出席いただいた滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の合議制機関委員及び事務担当者の方々、そして、全体の開催準備で大変お世話になった幹事県である京都府の皆様には、あらためて感謝申し上げます。

内閣府と地方所管法人等との対話 中国四国ブロック会議

(「制度改革説明会」「事務担当者会議」「内閣府と各県委員意見交換会」)

内閣府公益認定等委員会は「内閣府と地方所管法人等との対話」「中国四国ブロック会議」を湯浅委員長代理及び片岡委員出席の下、令和5年12月19日及び20日に岡山県岡山市において開催しましたので、その様子を紹介します。

1. 内閣府と地方所管法人等との対話

昨年までは、ブロック会議の開催に併せて個別に法人を訪問していましたが、現在「民間活動の活性化のための公益法人制度改革」が検討・議論されていることから、より多くの法人の活動状況や制度改革に対する意見を直接お聞かせいただくため、本年は下記の3法人にお集まりいただきました。

内閣府から制度改革に関する説明を行い、皆様が日々の事業運営や事務処理に御苦労されていること、そして制度改革に期待されていること等、貴重な御意見を伺うことができました。

《公益財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団》

事業の概要：

公1：岡山県におけるスポーツ・文化の振興発展を目的とする事業

設立年月日：平成16年2月27日

移行年月日：平成25年4月1日

ホームページ：<https://www.marusen-zaidan.or.jp/>



岡山県の「スポーツ・文化の振興発展」のために、スポーツ文化活動（スポーツ大会・コンサート・美術展開催・文化財緊急補修等）への助成、スポーツ文化分野で活躍・尽力した方への表彰、イベント等の開催、広報啓発育成（各種イベントチケットプレゼント等）等、長年多様な事業に取り組まれている旨のお話をいただきました。

《公益財団法人岡山県環境保全事業団》

事業の概要：

公1：岡山県内における快適かつ持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする環境の保全などに関する事業

設立年月日：昭和49年10月1日

移行年月日：平成24年4月1日

ホームページ：<https://www.kankyo.or.jp/>



岡山県における「地域社会の持続的発展実現に貢献」するために、「地球環境の保全」「良好な生活環境の確保」「資源循環型社会の形成」「自然共生社会の形成」の4つの事業領域で、行政施策と協調しながら長年多様な事業に取り組まれている旨のお話をいただきました。

《公益財団法人福武教育文化振興財団》

事業の概要：

公1：教育文化活動支援事業

設立年月日：昭和61年8月29日

移行年月日：平成24年4月1日

ホームページ：<https://www.fukutake.or.jp/>



岡山県における「教育文化の振興や人材育成・地域発展に向けた活動を支援」するために、教育や文化芸術・地域資源を活用する活動（地域社会の活性化、次世代育成、文化芸術の質の向上や普及、等に取り組む活動）等に対する助成や表彰等、長年多様な事業に取り組まれている旨のお話をいただきました。



マルセンスポーツ・
文化振興財団様



福武教育文化振興財団様



岡山県環境保全事業団様



片岡委員

ご多忙のところにご参加いただいたマルセンスポーツ・文化振興財団の千原理事長様、岡山県環境保全事業団の吉田専務理事様、福武教育文化振興財団の松浦理事長様、他皆様に、あらためて感謝申し上げます。

2. 中国四国ブロック会議（鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山県）

（制度改革説明会、公益法人事務担当者会議、内閣府公益認定等委員会委員と各県合議制機関委員との意見交換会）

4年ぶりの対面開催（前回は令和元年11月島根県出雲市）であり、各県の委員そして事務担当者からも忌憚のない意見や様々な質問がありました。日頃から疑問に思っていることや対応に苦慮していること、そして制度改革に関する率直な質問や期待等、最後は会議予定時間をオーバーするほどの活発な議論となり、今後の各々の委員会運営や制度改革に向けた具体的な検討にも資する有意義な場となりました。次回は広島県において開催予定です。

◎「新しい公益法人・公益信託制度改革について」の説明・質疑応答

内閣府公益認定等委員会事務局の高角次長から、各県から予めいただいた質問に対する回答があり、参加者の関心も非常に高く、回答への更なる質問に対し、具体的な事例も織り交ぜながら解説しました。



◎公益法人事務担当者会議

主に各県での具体的な対応苦慮事項である「認定時の技術的能力の具体的なチェックポイントや基準」「定期提出書類を提出しない法人への対応」等の議題について意見交換し、また、それらに対するアドバイスや情報共有も行われました。



◎内閣府公益認定等委員会委員と各県合議制機関委員との意見交換会

「制度改革後の法人とのコミュニケーションの取り方(立入検査関係)」「現行制度の公益法人の資産運用」に関する意見交換、情報共有が行われました。特に、制度改革後の立入検査の実施方法については参加者の関心が高く、現在の定期的な立入検査によって確保されている牽制機能や法人の情報を直接得られる重要な機会を、今後どのように継続していくのか、等の議論がなされました。



岡山県 井上委員長様



湯浅委員長代理



各県委員及び事務担当者の皆様、そして、開催にあたりご準備や会議運営で大変お世話になりました幹事県の岡山県の皆様に、あらためて感謝申し上げます。

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information

トップページ → 「窓口相談」

電話 03(5403)9559

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669

時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587

03(5403)9557

平日 9時～12時

13時～17時30分

(12時～13時は対応していません。)

■ 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催いたします。

今年度（令和6年1月～3月）の開催予定は下記のとおりです。 ※ 1法人につき50分程度 《要事前申込》

- 2月22日（木） 東京 （第4回） 日本教育会館（対面） ※ 申込は終了しています。
- 3月7日（木） オンライン （第6回）

詳細は、公益法人informationトップページ → 「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」

※ 個別相談と併せて、今年度は、公益法人関係者向けに、新しい資本主義実現に向けた公益法人制度改革、公益法人の運営における公益法人の関心が高いテーマについて、内閣府職員が説明する「テーマ別セミナー」を開催する予定です。

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/) について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人information

公益法人とは 公益法人への寄附 公益法人になる 公益法人の皆様へ 公益認定

公益法人とは
公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など

公益法人への寄附
公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など

公益法人になる
公益認定を受けるために参考となる情報など

公益法人の皆様へ
公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など

公益認定等委員会
公益認定等委員会の答申や活動状況など

法律・制度関連
公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど

内閣府公益法人 Twitter

内閣府公益法人 メールマガジン

※フェイスブックについては、技術上の問題が生じているため、運用を停止します。

活動紹介を希望する公益法人を募集しています。

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Twitter、メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555